

中華人民共和国における犯罪及びその規制

ハンス・ヨアヒム・シュナイダー

西原 春夫 共訳
武藤 眞朗

- 序
- 一 比較犯罪学
 - 二 犯罪学研究及び教育
 - 三 犯罪学の傾向及び刑事政策の傾向
 - 四 犯罪の発展
 - 五 客観的安全状態と主観的安全状態

一九四九年の建国の後、中華人民共和国はこの国を国際法的に承認した地球上で最初の国家であったソヴェエト連邦の

中華人民共和国における犯罪及びその規制（西原・武藤）

- 六 犯罪生態学
- 七 少年非行
- 八 学生の騒乱
- 九 社会的規制
- 十 中国と西側世界におけるマス・メディア

完全な影響の下にあった。ここでは計画経済的・官僚主義的な社会主義が発展を遂げたが、この社会主義は、社会及び経済はマルクス・レーニン主義の教義を単に実現するだけで花開き、犯罪も自ずから消滅するであろうというイデオロギ

—によって貫かれていた。しかし、このような期待はまもなく誤った信仰であることが明らかになった。ソヴィエト連邦の経済力及び科学的能力は、ソ連自体に発展の遅れている分野が数多くあったことに鑑みた場合に、中華人民共和国のような巨大な国家の経済的・社会的構造を決定的に支えるのには十分ではなかった。共産主義のイデオロギーは、国家がその成長のために必要とする社会経済的原動力を解き放つことはできなかったのである。そして、一九六〇年に破綻をきたした。すなわち、ソヴィエト連邦が助言者達を引き揚げたのである。国際的な孤立、すなわち「自力更生」のシヨックに引き続いて起きたのが文化大革命（一九六六—一九七六／七八）である。毛沢東はこの革命によって中国自身の力を主意主義的・人民主義的・共産主義の力を借りて活性化させようと試みた。しかし、この実験は失敗に終わった。すなわち、人工的に起こされた革命は経済的・社会的混沌の中で、そしてテロの中で墮落してしまつたのである。紅衛兵は自ら犯罪を犯した。社会的・経済的に後退をしたその一〇年間に、法体系全体が濫用され、打ち碎かれてしまつた。法学教育は法学部の閉鎖により麻痺させられた。一九七九年以来、立法及び法適用とならんで法学教育及び社会科学教育が再建されている。改革者達は、経済、社会及び法体系を西側の模範にした

が、しかも社会主義を維持しながら発展させようと努めてきた。この国は遅れを取り戻すために膨大な量の需要を抱えている。中国は、産業のより発達しているあらゆる国家の援助を、経済的には主に日本、アメリカ合衆国及び西ドイツ（ドイツ連邦共和国）の、また最近では再びソヴィエト連邦の援助を、そして法体系の再構築についてはとりわけアメリカ合衆国の援助を求めており、さらに西ドイツの援助を求める範囲も益々広がってきている。社会主義を近代化し、推進するという枠内において、西側の犯罪学も中国において重要な任務を果たさなければならず、そこで初めて中国社会は自らの犯罪の問題を自覚したのである。責任を負うべき政治家及び刑事司法の実務家は、その考えを根本的に変更したのである。彼らは、経済危機を克服することで犯罪の問題も自動的に解決するなどはもはや信じてはいない。むしろ彼らは、経済及び社会の発展にともなつて犯罪を起こすような葛藤が増大し、このような問題を乗り切るためには西側の犯罪学の助けを必要とすると考えているのである。

一 比較犯罪学

西ヨーロッパ及びアメリカの近代犯罪学においては、犯罪の原因およびその規制は、もはや、もっぱら行為者の観点か

らみられてはいないし、行為者の観点が主要な観点でもなくなつてしまつたのである。近代犯罪学はむしろ社会的視点及び被害者の視点をも顧慮しようとする。犯罪の被害者についての学問である被害者学とならんで最近では比較犯罪学⁽¹⁾が形成されてきたが、これは犯罪及びその規制を社会的・経済的構造の内部において、すなわち人間関係の複雑な網の内部において発展する現象であると評価しているのである。比較犯罪学は地球上の諸国家の異なつた社会構造及び経済構造の内部における犯罪及びその規制を比較し、いかなる社会的・経済的原因が犯罪を大量に発生させることに導くのかを探りだし、様々な社会的規制機構を手がかりとしてできる限り有効な犯罪規制を行おうというものである。

比較犯罪学が記述するのは単に様々な国家における犯罪及びその規制というだけではなく、異なつた社会における犯罪及びその規制である。比較犯罪学が試みているのは、むしろ、原因を時間的・場所的に比較することによって犯罪とその規制を説明し、分析し、理解しようということである。比較犯罪学は、あらゆる国家、あるいはある国家群について原因の共通性とその相違点を浮彫りにするが、これは、原因を比較することにおいて、ある国の社会的・経済的特殊性を取り扱うものである。類似した経済構造・社会構造をした国々、例

えばスウェーデンとスイスにおける犯罪の程度及び種類の相違⁽²⁾、あるいは類似した社会史・経済史・文化史を有しているものの部分的には異なつた経済構造・社会構造をもち、政治的秩序の異なっている国々、例えばドイツ語圏の四つの国の犯罪の程度及び種類についての研究もこの比較犯罪学は行つていたのである。このような方法で、中国のような社会主義の発展途上国における犯罪及びその規制を評価しようとするならば、西ヨーロッパ及び北アメリカが一九世紀に遂げた発展⁽⁴⁾、及びその他の発展途上国のこれと並行した発展を復習することを背景として、これを理解しようとする必要がない。ここでは、貧困ということでは十分な説明にも必要な説明にもならない。というのは、例えばインドのような貧困な国の多くで犯罪の問題はほんのわずかしかないのに対して、例えばスウェーデンのような裕福な国で犯罪が多数発生しているからである。中国における犯罪及びその規制を評価するにあたっては、データが不足しているために、いうまでもなく、質的な分析だけが問題となるわけであるが、これは使用可能な情報をすべて考慮しようとするものなのである。犯罪は、いずれにしても、感情的なものによつて占められ、政治的に敏感な現象であり、従来から中華人民共和国のような国々においてはこれを秘密にしておこうという努力がなき

れている。犯罪学を教育し、助言を与えることによってのみ、現に存在する情報を得るために必要な信頼が得られるのである。そして、中国社会のようにドイツ連邦の社会から非常にかけはなれた社会の人々と日常生活を共にすることによってのみ、このような社会の本質を理解することができるのである。

二 犯罪学研究及び教育

法治国家的・民主主義的科学、社会批判的科学としての犯罪学は、政治的に全体主義的な政治体制においては進歩をしていくものではない。犯罪学が成立していくためにはある一定の社会的発展段階、すなわちある一定の程度の社会的成熟が前提とされる。犯罪学の研究と教育はそのために今日の中国では発展が遅れている。例えば、北京大学あるいは北京の「中国政法大学」のようなくつかの指導的大学、あるいは上海の「華東政法学院」のようなくつかの指導的な研究所において行為者に着目した犯罪心理学⁽⁶⁾の授業が行われているが、この犯罪心理学は被害者の観点も社会の観点も取り入れてはいない。法を破る者の人格が中心概念となり、これを中心として犯罪の成立及びその規制が考慮されるのである。それでもやはり、これまで中国においても経済的・社会的にあ

る程度の発展を遂げてきたために、北京の国家中枢部の治安の専門家、省、県、市の治安の専門家、及び大企業の治安の専門家が教育を受ける北京の「中国公安大学」において私が法治国家的・民主主義的で社会批判的な犯罪学を講義することができたのである。「文化大革命」の間に生じた法学研究の不足部分をできるだけ速やかに埋め合わせるために一九八八年秋以来上級裁判官が再教育を受けている「最高人民法院裁判官アカデミー」においてさえも、「ドイツ連邦共和国における経済犯罪及び経済刑法」に関する私の講演は異常なまでに自己批判的な姿勢で参加され、活発な議論がなされた。

犯罪学の研究は、それ自体、北京「中国社会科学院」法律部門の任務である。中国社会科学院は人事面においても財政面においても十分に整えられているとはいえず、ほぼ満足させるのに近いという程度においてすらその任務を果たすことは不可能である。それでもやはり学者は中華人民共和国の経済犯罪を研究し、現代中国の経済秩序にふさわしい経済刑法を発展させようと努めている。犯罪学研究発展の弾みをつけるために、「全国人民代表大会」すなわち国会は、國務院、すなわち政府に一九八六年の第七次五か年計画の枠内において、一九九〇年までに中華人民共和国の犯罪状態を調査し、それ以降の犯罪の発展を予測するという任務を与えた。この

計画には四つの研究テーマが含まれている。犯罪の現状、犯罪原因、犯罪の推移の予測、そして刑事政策の四つのテーマである。「公安部」には國務院及び「全国人民代表大会」に対する報告書を作成することが委託された。公安部自体が専門委員会を構成し、その専門委員会が報告書草案を作成することになっているが、この報告書は「中国社会科学院」によって審査を受けることになっている。省及び大都市の安全部の何百人という専門家がこの計画に参加している。今までのところ約一万の個別事例が研究された。これらの個別事例について、犯罪行為者、生じた損害、実行行為、現象形態及び原因が調査された。三〇〇の警察管区の刑事警察の活動が援用された。犯罪学的調査は今現在でもなお引き続いて継続されており、範囲が拡張されている。さらにそのほかに次の四つのテーマ領域についての特別調査が行われている。①浮浪、②暴力犯、とりわけ殺人、③財産犯及び④社会的な近隣空間、例えば家族内、及び近隣の人物間の傷害がその領域である。

三 犯罪学の傾向及び刑事政策の傾向

私は、犯罪学について講義・講演をしている間に、また、専門委員会で助言をしている間に次のような印象をもった。中国の学生や専門家は、自分達の犯罪心理学が行為者に目

を向けているために、中国における犯罪の現実を十分には捉え切っていないという事実を意識しているということである。彼らはそのために被害者学及び犯罪社会学の研究方法及びその結論に、とりわけ比較犯罪学に並々ならない興味を抱いている。ドイツ語圏の四か国、すなわち西ドイツ（ドイツ連邦共和国）・東ドイツ（ドイツ民主共和国）・オーストリア・スイスの犯罪及びその発展についての比較に大きな注意が向けられたのである。というのは、西側の模範にしたがって経済及び社会を自由化した場合に、中国における犯罪の発展にいかなる影響が及ぼされるかについてのイメージをこの比較を手がかりとして作ろうとしたからなのである。

警察及び裁判所を通して出される公式な犯罪統計はあらゆる省、あらゆる市において十分に発達したものではないので、調査されたデータに信頼を置くことはできない。公式の犯罪統計の改善作業が行われ、現在暗数の部分の調査が準備されている。そのために専門家がとりわけ関心を抱いているのは、西側の経験的犯罪学が先行して行っている方法論である。例えば、公式犯罪統計の方法の改善、暗域調査の新しい方法、つまり届け出がなく隠れたままの犯罪を、犯罪の被害者となることについての代表調査の助けによって研究することについて関心をもっているのである。

特に注意が向けられていたのは「ドイツ連邦共和国の経済犯罪及び経済刑法」⁽⁸⁾（というテーマ）についてであった。というのは、中国の現在及び将来の「混合」経済（国营・公営企業とならんで自由企業をも認めるというもの）においては経済犯罪は西側の国々と類似した現象形態をとるものであろうと考えているからである。そのような理由で、西ドイツにおいて経済犯罪に対処するものとして発達し、中国における経済犯罪規制にとつても習得するモデルとして役に立つべき刑法上の措置についても非常に熱心に討論がなされたのである。

刑事政策的には、学生・専門家が被告人の憲法上及び手続法上の権利に大きな関心を寄せていることが目についた。中国が刑事司法を新しく構築していくにあたり、法治国家の問題、民主主義的自由の問題、犯罪の被害者をも含めた人権の問題が大きな役割を果たしているのである。人民法院、とりわけ最高人民法院のもつ意義はますます大きくなってきている。中国の刑事司法を再構築していくにあたって、従来にも増してドイツの手本をよりどころとしている。なぜならば、彼らはヨーロッパ大陸、そしてとりわけドイツの法の伝統に非常に多くを負っていると感じているからなのである。

四 犯罪の発展

一九八八年には犯罪は全国的に著しく増加した。人口はおよそ一億人であるが、合わせて八二万七千件の犯罪が登録された。たしかに、通告され、認知された犯罪は前年と比較して四五%というとてもない増加率を示している。しかしながら、犯罪水準は西ドイツに比較してむしろたいしたことはないように見える（西ドイツでは人口が六一〇〇万人で法違反が四四〇万件であった）。もちろん、通告がなされずに隠されたままになっている暗域は、特に経済的・社会的に遅れている省において西ドイツよりも著しく高いことはほぼ間違いないであろう。というのは、中国における犯罪は、西ドイツと異なつて、約十数人からなる村落共同体あるいは大都市における社会的単位（共同体）において取り締まられているからである。この社会的単位は住居あるいは仕事場を取り巻いて作られている。この単位は人々の面倒をその誕生から死に到るまでみている。中国人は誰もがこのような社会的単位の一つないしはいくつかの中で生活していて、人々はこの単位に社会的に拘束されていると感じており、この単位はその構成員の面倒をみている。中国では、程度の軽い犯罪すべてと中程度の犯罪の大部分は、西ドイツとは異なり、人民仲裁

委員会及び人民調停委員会を通じて非公式に規制されるので、これらの犯罪は公式には犯罪事件として数えられない。要するに、刑事訴追率及び犯罪統計の正確性は、刑事司法当局の人的・物的整備が劣悪であり、犯罪学の教育が不十分であることから、西ドイツほど発達してはいないのである。そのような事情があったとしても、犯罪の実際の数はいくら少なくなっている。このことは、中国が経済的・社会的に発達が遅れていることに理由を求めることができるのである。

改革者達が大胆なことを行おうという勇氣は過去においてもまた現在においても注目に値することである。一九八八年には経済成長は一一％に達した。もっとも、この経済成長は一九八八年の平均一八・七％という高いインフレ率という犠牲によって得られたものである。犯罪はとりわけ経済がより発達している地域で増加しているが、これはアフリカの多くの先進国でみられたのと同様の現象である。⁹⁾ 経済の発展によって変わっていくのは経済構造だけではなく、社会構造もなのである。¹⁰⁾ 工業化・都市化にともなう資本の流動化がもたらされ、社会内部での動きがより大きくなってくる。仕事場や住居を頻繁に換えなければならなくなるのである。犯罪をうまく非公式に規制していた共同体やしつかりとした社会的結合は、それが可動性をもたないものであるために解消して

しまう。また、大量生産によって物質的財産の獲得が容易になるが、この物質的財産はもはや以前ほど尊重されることもなくなり、そのために、もはや以前ほど注意が向けられることはなくなったのである。大都市の生活様式が匿名性のものであるために、一方で犯人の法違反行為遂行が容易になり、他方で、犯人を捕らえ、犯罪を証明することが難しくなっている。経済の興隆にともない、人々は生活水準に対する期待をますます高めている。自分の高い期待が満たされ得ないために、ないがしろにされているという感情をもつ人々が多くいるが、この感情が犯罪を引き起こすことに影響を及ぼすのである。¹¹⁾ 社会的な行動様式及び価値観念は経済的・社会的発展にともなう変化していく。変化しつつある一つの社会において、伝統的な価値観念と進歩的な価値観念が、また伝統的な行動パターンと進歩的な行動パターンが同時に存在するために、争いが増加していくが、このような争いは平和的に解決されなければならない。社会的な教育の過程において伝統的な生活様式と進歩的な生活様式を、また、伝統的な価値観と進歩的な価値観を統合することに成功しない場合には、方向性が失われ、価値が崩壊してしまい、それによって少年の非行や成人の犯罪が著しく増加することになる。というのは、価値の争いが解決されずに社会的集団、例えば家庭に持

ち込まれ、その人間的結合を破壊してしまふからである。子供の人格における価値崩壊は社会化を通して内面化されていく。農業社会が都市化された工業社会へと変遷していくことにもなつて争いが増加していくことに加え、中国の場合には、社会主義的な行動様式・価値観と西側の自由主義的な行動様式・価値観が同時に存在することによって引き起こされる夥しい数の争いの火種が存在している。国家的な計画経済と市場経済の要素が混合体制の中で統合されているのである。通貨が国内居住者用の通貨と外国人用の通貨に分裂しているために、通貨濫用及び国内居住者用貨幣の自らのによる価値の低下が助長されることになる。国家によって固定された価格と自由に取り引される価格の二つが併存することで、経済的及び社会的な不安定がもたらされているが、これは、工業潜在能力の欠如、不十分な生産性、国家財政の赤字及び影の経済によって拡大されている。中国の改革者達はこのような争いの可能性について従来は余りにもわずかしか見てこなかったのである。すなわち、彼らは、経済構造の変化にともなつて社会構造も変遷していき、その社会構造の変遷のために抜本的な政治改革が必要となるということを顧慮していなかったのである。

五 客観的安全状態と主観的安全状態

犯罪の増加は財産犯に、つまり多くの現象形態をとつた窃盗及び詐欺に集中している。例えば、住居侵入窃盗は一九八八年にはその前年とだけ比較してもほぼ六四％増加している。経済成長にともなつて、商店や住居への侵入者はますます割りにあつた目標をみつけるようになっていく。人々が自分の住居以外で働き、自由時間を過ごす範囲がますます広がっている。女性が家庭外の職業に就くことも増加している。住居は仕事や自由時間中には監視されず、注意を払われていない。犯人にとつては、見知らぬ人や匿名の組織が所有している物を盗むことは、自分の知っている人が所有物として持っている物を盗むのよりずっと容易なのである。大都市で盗んだ品物を売りさばくことはより簡単であり、より危険が少ない。暴力犯罪もまた増加しているが、もちろん財産犯ほどの増加ではない。というのは、人間の間の争いが増加したことからならんで、農業社会から工業社会への変遷にともなつて、必然的によりよい学校教育・職業教育を受け、それによつて争いを平和的に解決することがより容易に可能となるといふ文明の過程を通るからである。⁽¹²⁾ 工業社会が農業社会よりも暴力に対して傷つきやすいという事情は一般大衆の意識の

中に入り込んでおり、これによって、外部的・内部的なコントロールが強化されている。鉄道への爆弾による襲撃や人質をとった強盗はたしかに中国でも発生はしているが、それは個々の特殊なケースにとどまっている。犯罪は農民の間にも広がっている。農民の中には農業を捨て、商業に従事するものの、目的もなく放浪している人々もいる。浮浪者や攻撃的な物乞いが増加している。地方における深刻な問題の一つに少女の殺害あるいは遺棄があるが、これは国家の産児調節（人口抑制）政策のマイナスの面の影響である。すなわち、男の子が欲しかったのに女の子が生まれてしまった農民はその女の子を殺害するか、あるいは遺棄するかして、国家の産児調節政策に反しないようにしているのである。経済犯罪の六五％を占めているのが行政官庁あるいは企業内部における横領・背任及び贈収賄（腐敗）である。たいていの発展途上国と同様に、社会過程においては、公の利益と私的な利益を区別することはまだ学んではない⁽¹³⁾。一般大衆に仕えているという考え方は中国社会ではほとんど教育されていない。組織犯罪が取り扱っているのは違法な賭博、外貨を得るための売春（人身売買）、文化財の外国への密輸である。

犯罪の増加は、たしかに一方では実際に犯罪の数の増加によるものであるが、他方では表面上の増加つまり暗域の縮小

を表している。この暗域の縮小は警察や全刑事司法機関により発達した地域においてより効率的になったこと、すなわちより多くの犯罪が公式に認知され、より多くの犯罪が刑事司法組織によって捕捉されることによって生じたものである。経済的・社会的な変遷によって変化していくのは客観的な安全状態だけではない。主観的な安全状態も変わっていくのである。人々は、犯罪の届出について刑事司法機関に頼る範囲が広がったという限りにおいて、犯罪に対してより敏感になっている。つまり、人々が犯罪を届けようという心構えが増えつつあるが、これは、非公式な規制が広い範囲にわたって効果がなくなってきたからなのである。

六 犯罪生態学

犯罪地理学は犯罪及びその規制の空間的・時間的分布を取り扱うものである。これと異なり、犯罪生態学は、一方で空間構造及び建築構造と、他方で人間の経験（つまり犯罪の恐怖）及び犯罪の態度との間の相互関係を研究するものである。人間の態度が空間を作り上げていく。つまり、人間の態度が風土に影響を及ぼし、空間構造及び建築構造を形作り、その空間構造や建築構造が人間の経験や態度に反作用を及ぼし、それを変更し、強化し、動機づけていくのである。環境犯罪

の問題は中国ではすでにかなり以前から認識されており、一九七九年、一九八三年及び一九八四年に發布された環境保護法の中に規定されている。それどころか中華人民共和国刑法典は樹木の違法な伐採を犯罪構成要件としている。もつとも環境保護法の諸規定は財政的な手段が欠けているために実行には移されていない。空間は、もちろん大気汚染や水質汚染によってだけではなく、環境を危険にさらすごみを処分することによっても破壊される。他の多くの発展途上国と同様に、大都市は地方の住民の急速な流入に対処するだけの力をも合わせではない。大都市は住居や職場を十分に提供することはできない。醜い都市計画、社会設備の欠如、劣悪な生活条件というような特徴をもった貧民街がでかがる。建物は荒れて、朽ち果てており、住居は超満員に詰め込まれている。道路の掃除は行き届いておらず、道路の照明は不完全である。道路・歩道・建物は修繕され、手入れをされているような状態ではない。ごみの回収は行われないか、あるいは行われるとしても規則的に行われるのではない。下水は十分に処理されないし、衛生設備は衛生的ではない。大都市のゲットー、つまりスラムは少年非行や成人の犯罪を多く抱え込んでいる。病気や社会的な逸脱、例えば売春や乳児の死亡はスラムに集中している。犯罪率が高いのは、もちろん、社会的・人

格的に劣った人間(精神病質者)が貧民達のゲットーに集まっているからではない。生活条件が劣悪であるということも決して犯罪が成立するための唯一の原因ではなく、主要な原因ではない。むしろ、大都市の貧民街では社会構造が破壊されており、副次文化が形成されている。この副次文化は、とりわけ、社会的逸脱・少年非行・成人の犯罪に対して寛容であり、争いが暴力によって解決されるという特徴をもっている。スラムというのは、習得され、世代から世代へと受け継がれていく生活様式である。大都市のゲットーに住む人々は無関心であり、自分が社会的に孤立していると感じ、社会が自分達に対してもっている否定的なイメージを内面的なものとしている。彼らは自尊心を失ってしまっているのである。ここ数十年來発達してきた社会構造は、中国の大都市においては、今日では破壊されているが、高層住宅のための場所を作り出すために大都市の全地区を取り壊すことがその原因となっている。これが、できるだけ多くの人間にできるだけ短い時間に住居を供給するためには最も単純で最も費用のかからない方法なのである。例えば北京は建築ブームである。「紫禁城」と帝制中国時代のいくつかの名所を例外とすれば、観光客が典型的な中国の生活を思い起こさせるものをもはや何一つみつけられなくなるのは時間の問題であろう。人々が

全く狭い空間に一緒に生活し、働き、個人個人や共同体の問題を解決し、共に歌い、踊り、遊び、スポーツをして自由時間を過ごした小さな、情緒豊かな横丁は消えつつある。北京はまもなく、放射道路やビジネスライフのための摩天楼や、全部が皆同じに見える無数の高層住宅をもった世界中のどんな大都市とも見分けがつかなくなるであろう。価値の高い古き建築構造と発達した社会構造（共同体生活）を共に維持し、改善すること、つまり伝統的なものを進歩的なものと結びつけることができるのであればそのほうがよいのではなからうか。もはやそれができないとするならば、大住宅の設備は、その中で共同体生活が展開できるように作らなければならぬ。居住するということは、十分な衛生設備の備わった、暖かく、乾燥したところに宿泊するということだけではない。人間は人間同士で接近し、社会的な絆を求めようという心理的・社会的欲求があることが顧慮されなければならない。現代的な高層住宅地域を建設していくにあたって、共同体の利益や少年の利益が余りにもないがしろにされているのである。このことは中国においてもその他の社会主義国家あるいは資本主義国家においても同様である。近所の人々が集まる空間、遊び場、あらゆる年齢層のためのレクリエーションセンター、コミュニケーションセンターが余りにもわずかし

ない。地域感覚、つまり、借家人の共同体がその限られた空間に対して権限をもち、これに責任を負っているという感情が発展していくことができないのは、大住宅の設備が余りにも細かく分割され、余りにも見通しのきかないものになっているからである。住宅や高層住宅が単調で変わりばえがしないものであるために、自分が匿名の存在であり、社会的に孤立しているという居住感・生活感が助長されていく。大住宅の設備の中で多くの犯罪が犯されるのは、居住者が自分達の領域を共通の領域とは気づいておらず、これを共通の領域として利用せず、この共通の領域において何が起こるか気にかけていないからである。現代犯罪学が明らかにしたのは、高層住宅をともなった大住宅設備は、居住者同士の接触の可能性が高まり、近隣関係による非公式な社会的コントロールが強化されるような分割をしなければならないということである。児童や少年が自己形成をし、その空間と対決していくに十分な遊び場を獲得し、建物の周りに緑地帯が作られていて、そこで近隣の人々が自分の心に重くのしかかっている問題について話すことができ、住居の設備には非常に多くの快適な共同体の空間がいつでも使用できるようになっていて、そこで一緒に遊び、お祭りを祝うことができるのならば、それは人道的であり、犯罪予防の意味において有効なのであ

る。

七 少年非行

少年非行はかつて中国では大きな問題ではなかった。しかし最近少年非行は大都市において著しく増加している。その本質的な原因の一つとして中国の専門家はしばしば「一人っ子の家族」を挙げているが、これは公式の産児制限政策によって方向づけられている。一人っ子は自分を中心になっており、通常甘やかされ、過度に保護され、人に依存して自立しないままである。この意味において甘やかしとは子供への愛情過多を意味するのではなく、愛情の代替物を意味している。つまり、子供は何ら作業をすることを要求されておらず、子供らしく従属したままで、大人にならないようにするために、いかなる負担も子供に負わせていないのである。両親や社会が子供に対してこのように誤った心構えをもっているということよりもなお本質的な原因は、中国の大都市においては西側の模範にしたがって、自らの言語や音楽をもち、自分達の少年少女アイドルをもった少年の副次文化が作られているという事情なのである。地方においては少年や年長少年は家族に対して様々な義務を負う役割関係網に組み込まれている。非行は家族全員に関わってしまう。というのは、非行が行わ

れば家族全体の評判が傷つけられてしまうことになるからである。少年と成人は相互に義務を負っている。彼らは共に生活し、共に祝う。少年はこれのようにして成人を役割のモデルにすることが十分にでき、このモデルと一体化することができる。しかし、発展途上国の大都市では様子が異なっている。ここでは経済の変遷の影響を受けて、工業国の社会構造と類似する社会構造が生みだされている。青少年期というのは人生における限られた段階であって、この時に「人生のために」準備をし、学ばなければならない。若者は主要な社会活動や経済活動を行うことはできない。若者は近所の成人とよりも同年代の人々と集まり、同年代の人々や、スポーツや芸能界のアイドル達と一体化する。少年はこれによって成人にとつて異質なものとなり、成人に対して少年は周辺集団あるいはそれどころか外部集団を形作ってしまう。少年が成人社会に共に属しているという感覚は損なわれているのである。少年は自分達の社会的立場が不安定なものであると感じたり、自分達の社会的地位を鼻にかけたり、成人に尊重されていると感じたりしているのである。このことが中国の大都市において少年非行が増加している主な原因なのである。

八 学生の騒乱

一九八二年の中華人民共和国憲法によれば、デモを行うことは市民の立派な権利となっている。このような平和的な集会によって、成人市民は自分達の民主的社會が社会的欠陥に注意を向けることができるようにすべきなのである。問題は、このような平和的な行進は余りにも容易に暴動、つまり暴力的な争いとなってしまうということなのである。デモ行進参加者と警官の間に紛争が生じるが、これは「内集団」と「外集団」が形成されることによって助長される。自分の属している集団の内部では人間的な連帯感を覚える。他の集団に対しては偏見をもち、否定的な心構えが広がっていく。つまり社会的に距離を置いているのである。気分は次第に高揚し、他の集団の行為が挑発であると解釈され、暴力が次第次第に拡大されていく。この状況は主に感情的に決定されているものである。大衆の中で匿名性をもった存在であることが合理性や自己の責任感の喪失をもたらしことになる。大都市の住民の多くが共感をもって同行していく学生の騒乱の原因は以下の四つの事情に基づいている。

第一に、教育制度全体、つまり学校・大学は嘆かわしい状態にあるということである。一一億人の中国人のうち未だに

なお二億二千万人が文盲である。これは世界の文盲の人の四分の一にあたる。労働者・農民・兵士と比較して知識人はあらゆる点において不利に扱われている。教師や教授は全く不十分な報酬しか得ていない。露店商は大学教授よりもずっと多くの収入を得る。大学で学んでいる人々の研究条件や生活条件は貧弱なものである。学校や大学の校舎や設備は憐れなものである。大学生はあまりにも低額な奨学金によってほとんど生活していくことはできない。

第二に、観光客が極めて増加し、西側の影響を非常に強く受けるようになったことにもなって、大量消費に対応する西側の生活様式が幅広い住民層、特に少年や大都市の住民にとってよく目に見えるものになってきたということである。この西側の生活様式や西側の自由が児童や少年や若年成人に魅惑的な影響を及ぼしている。いたるところで若い世代は英語を学んでいる。つまりテレビで、それどころかすでに児童の授業で、そしてすべての大学で英語が学ばれている。西側の生活様式が示されている本は売行きがよく、そのような映画は観客が多く入る。大量に翻訳されている西側の児童書ですら極めて好まれている。

第三に、中国の若者は辛抱強くないということである。彼らは単により大きな自由を期待しているだけではない。多く

の旅行者や部分的にはマス・メディアを通してはつきりと目に見えるようになった自分達の生活水準を、西側の模範にしたがつて、早急に、はつきりとそれとわかるような形で改善されるということをも期待しているのである。若い人々は外国語、特に英語を話すが、より年長の世代に比べてその範囲はずっと広く、ずっとうまく話す。言葉と精神的気質は重なり合うのである。より古い世代に属する政治家や経済の指導者達の多くは、自分達のもつほとんど無制限の権力を握った地位を手放そうとはしないし、監視もされたくないと考えている。それで、政治的・経済的な権力の濫用（腐敗）が広く行き渡っているのである。

第四に、西側の犯罪学が明らかにしたところによると、集団暴力が明らかに増加している重要な原因は、相対的な社会経済的欠陥（生活必需品の欠乏）及び期待していたものについて社会的に失望するという精神的拒絶（欲求不満）ということにみなければならない。この欠乏と欲求不満は物理的な裕福さだけではなく、安全、地位、そして自分のことを自分自身で片付けていく自由とも関連している。この関連においては「高まっていく期待の革命」ということがいわれている。急速に社会経済の発達した国民は集団暴力の発生をも経験する。社会経済的変遷は人間の価値観の変化を、社会の先端にいる

人々にも出世した人々にも同様に関係する制度の移行を、それどころか時としては社会的価値の崩壊をももたう。急速な社会の変遷はおびただしい数の人間の生活条件を改善する。しかし、このような変遷が多くの集団に対して新たな不満を募らせることもある。このような変遷は、部分的には規範を制御する体系の崩壊に寄与するし、多くの集団が以前自分達の欲求を満足させることができた古い制度の崩壊に寄与することもあるし、また、不満をもった人々の新しい組織を作ることに寄与することもある。

大学で学ぶ者がより多くの自由を求め、政治的改革を求めていくのはもつともなことである。彼らの置かれた状況が悲劇的であるのは、仮に学生の要求が受け入れられたとしても、教育制度の欠陥はあまり早急には取り除くことができず、また、住民の生活水準が短期間に著しく向上することはないということであるのはいうまでもない。学生が正當にも非難している欠陥は、疑いもなく存在する腐敗や権力濫用に専ら原因があるというわけではなく、また、このことが主な原因であるというわけでもない。住民の生活水準が低く、学校や大学での教育条件・研究条件が悪いのは、むしろ、生産性の低さに帰着するものであり、この生産性の低さ自体は、住民があまりにも悪い教育しか受けておらず、必要な近代的な機械

や設備を自由に使用できる範囲が十分ではなく、現に存在する近代的な機械も十分に使用したり整備したりすることができないというに基づいている。暴力の行使は、たとえそれがハンガーストライキにおいてストライキを行っている人々自身に向けられているものであっても、このような社会的な欠陥状態を改善するためにはほとんど役に立たない。より多くを学び、よりよく、より正確に、そしてより迅速に労働することによってのみ、社会的教育過程を何十年もの間ないがしろにしていたことに由来する経済的・政治的な惨状を長い時間をかけて改善することができるのである。政治改革が必要であるということは疑いの余地はないが、もちろん政治改革だけでは望んでいる目標に到達するわけではないのである。

九 社会的規制

刑事政策的にみると、軽微犯罪は幅広く非犯罪化されている。軽度のあるいは中程度の法違反は人民仲裁委員会と人民調停委員会を通じて規制されているが、これらの委員会は人民法院の監督の下に活動しており、人々の間の刑事上の紛争を自由意思と法適合性の原則に合致するように説得し、教育することによって調停をしている。それらの委員会とは法意識

を根本から高めることによって争いを解決しているだけでなく、法の知識をも伝えて犯罪を予防することもしている。名誉職である人民仲裁委員会の裁判官は二年毎に選ばれる。この裁判官は近隣の人々に対して必要な名声をもっていなければならないが、社会的に近い人々の支援を受けていなければならないが、決定的であるのは、刑事上の紛争において仲裁をし、紛争の両当事者に和解案または仲裁判断に同意させるという能力である。人民法院が犯罪行為に対する反作用において最終的な避難所になるにすぎないという事情は中国の数千年来の儒教的伝統を反映するものであるが、この伝統はある紛争の形式的な裁判についての争いを調停するというものである。というのは、争いの両当事者の合意を得て調停をすることによって平和が作り出されることになるし、争いを裁判によって決着してしまえば通常その紛争はより拡大されるからなのである。

基層人民法院は県・自治県・中都市・小都市及び市区のレヴェルにおいて、正式な手続を必要としない重要性の低い刑事事件に判断を下す。中級人民法院では県・自治州及び大都市のレヴェルにおいて中程度の刑事事件を取り扱う。上級人民法院は省・自治区及び直轄市のレヴェルにおける重い犯罪について判決を下す。北京の最高人民法院は国家的意義をも

つ刑事事件に判決を下すのである。人民法院における公判はヨーロッパの傍聴人にとって幾分か芝居がかった奇妙な印象を与える。なぜならば、裁判官と検察官が法服を着用し、被告人は自分自身を自ら弾劾し、改悛の情を誇示するからである。とはいえ、法学教育を受けた刑事弁護人による弁護は全く可能である。刑罰には公の管制・拘役（短期間の拘禁）・有期懲役及び無期懲役・死刑があるが、死刑は二年間その執行を停止することができる。有罪判決を受けた者がこの二年間の執行猶予期間が無事経過したとすれば、死刑は無期懲役あるいは一年以上の有期懲役に変更される。死刑は銃殺によつて執行される。たいていの犯罪については人民仲裁委員会の調停によつて処理されるので、人民法院で下される判決は厳しいものとなる。すなわち、被告人の三二%近くが五年以上の懲役が無期懲役かあるいは死刑の判決を受けるのである。ほぼ六九%が五年未満の懲役を科せられ、あるいは公の管制に付せられる。これと比較して西ドイツでは有罪判決を受けた者の八一%が罰金刑を科され、そもそも懲役を科されるのは一九%にしか過ぎない。そして懲役の判決を受けた者の六六%以上が執行猶予が付けられているのである。自由刑を言い渡される者のうち五年以上あるいは無期の自由刑を科されるのは一%をわずかに上回るにしか過ぎない。もつとも

わが国（西ドイツ＝訳者注）の刑事司法制度には、中国では普通である仲裁手続や調停手続は存在していない。

行刑は労働及び教育によつて社会復帰という目標にしたがうものである。行刑施設における生活条件は厳しい。つまり、監房は、西側の基準によれば超満員であるし、共同の空間はほぼ全くといっていいほど存在しない。日課は労働・教育及び休息で、個人的な自由時間の利用のためには全く時間は残っていないといつていいであらう。累犯者は七%ないし一〇%であるとされている。つまり、累犯は、西側の基準によれば極めて稀である。このように累犯率の低い原因はもちろん行刑が厳しいということではない。犯罪の大部分が非公式に処理され、残りのそれほど頻繁には起こらない重い犯罪には非常に長い懲役が科されるために、受刑者が釈放されるときにはもはやほとんど犯罪を犯すことができない年齢になっているということなのである。

十 中国と西側世界におけるマス・メディア

犯罪に関して中国の人々は、最近ではマス・メディアにおいてよりよく情報が与えられている。人々は、自分が犯罪の被害者となる危険について情報が与えられていなければならず、犯罪は社会の助けを借りなければ規制することができな

いと考えている。しかし、マス・メディアは報道にあたり個々のセンサーショナルな犯罪事件にあまりにも拘泥し過ぎていて、原因の分析を行っていないという限りにおいて誤りを犯している。騒乱や暴動に関しては中国では全く報道しようとならないのは、政治家が伝染作用を恐れているからである。このような効果は、原則として、その騒乱の原因と社会構造的に同じ原因が国家の別の地域にも存在するときにも発生する。報道がなされなければ噂が混乱をもたらし、社会的な紛争が社会の表面下でくすぶり続けていくのである。唯一可能な打開策は、その騒乱に関して正確で真実の情報を広め、その暴動の社会的要因と帰結についてできるだけ客観性をもたせる努力をして分析することである。社会的騒乱は、マス・メディアが社会規制の任務を果たし、不満をもった住民の集団の代表者に早い時期に十分に発言させれば、もちろん十分に回避することができるのである。社会的紛争や社会的弊害についての純粹な懸念であればすべて、民主主義において極めて高い公共性をもったマス・メディアにおいては報告することが許されなければならない。そこでの意見が当局や当局の態度に対して極端に批判的な言葉で言い表されているとしてもそれは問うべきではない。

私は中国から帰国した後、私がなお北京でその発生を見

守ることができた学生の騒乱に関する西側のメディアの報道に愕然とした。数十年来絶えず繰り返して犯罪学の側面から咎められてきたように、¹⁹相変わらず、異常なできごとの最も劇的な側面に集中していて、その場を支配する雰囲気についての報道を情緒的なものにするという手法が甚だしく用いられていた。騒乱の社会的要因と帰結は特定の地域の枠を超えた信頼の置ける報道機関においてさえ全くテーマにしていな

いか、あるいは単に表面上テーマにしていたに過ぎなかったのである。騒乱の種々様々な原因は、より多くの自由を求める学生と、自らの権力を濫用し、学生に対してより多くの自由を与えることを拒んだ政府及び党の指導者との対立ということに切り詰められてしまったのである。社会的に非常に深く根ざしている紛争をこのように表面的に描写したのでは、中国の発展にとって何の貢献にもならないのであり、また、中国における紛争の社会的処理を西側世界が支援するということにも何ら貢献することにはならないのである。社会的な紛争は、情緒的なものにすることによって、また劇的に脚色することによっても癒すことはできない。そんなことをしても世間の話の種になるだけであり、騒乱をなお扇動することになるだけである。社会的な紛争は、むしろ、マス・メディアがその完全な射程においてこれを誠実に記述し、その原

因と社会的変革にとって有する意義を描写する場合にのみ平和的に解決される。中国は非常に発展の遅れた社会主義国で、社会的・経済的發展は何十年も遅れている。全国民が最大限の努力をしたとしても、まずまずの満足を与えざる發展段階に達するのは早くとも来世紀の中頃になるであろう。

私は、一九八九年の三月から四月にかけて中国で犯罪学を客員として講義し、助言を与え、研究をするために五週間滞在することができた。その資金を援助してくださったダウン・学術交流会に感謝を述べたい。

(注)

- (1) Franco Feracuti: Possibilities and Limits of Comparative Research in Criminology. Hans Heinrich Jescheck, Günther Kaiser (Hrsg.): Die Vergleichung als Methode der Strafrechtswissenschaft und der Kriminologie. Berlin 1980, 129-138; Denis Szabo: Vergleichende Kriminologie: Grundlagen. Hans Joachim Schneider (Hrsg.): Die Psychologie des 20. Jahrhunderts. Band 14: Auswirkung auf die Kriminologie. Zürich 1981, 959-981.
- (2) Marshall B. Clinard: Cities with Little Crime. Cambridge, London, New York, Melbourne 1978.
- (3) Hans Joachim Schneider: Kriminologie. Berlin, New York 1987, 283-301.
- (4) Ted Robert Gurr: Rogues, Rebels, and Reformers. A Political History of Urban Crime and Conflict. Beverly Hills, London 1976.
- (5) 国義 648854: Freda Adler: Nations Not Obsessed with Crime. Littleton, Colorado 1983.
- (6) Vgl. z.B. Luo Dahua (Hrsg.): Kriminalpsychologie (chinesisch). Peking 1987.
- (7) Li Tianfu, Yang Shigui, Huang Tiping: Kriminalstatistik (chinesisch). Peking 1988.
- (8) Hans Joachim Schneider: Economic Crime and Economic Criminal Law in the Federal Republic of Germany. United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention and the Treatment of Offenders (Hrsg.): Report for 1986 and Resorce Material Series No.31. Tokio 1987, 128-158.
- (9) Yves Brillon: Ethnocriminologie de l'Afrique. Notice. Paris, Montreal 1980; Marshall B. Clinard, Daniel J. Abbott: Crime in Developing Countries: A Comparative Perspective. New York, London, Sydney, Toronto 1973; William Clifford: Vergleichende Kriminologie: Afrika, Asien und Australian. Hans Joachim Schneider (Hrsg.): Die Psychologie des 20. Jahrhunderts. Band 14: Auswirkungen auf die

- Kriminologie, Zürich 1981, 1084-1101.
- (10) Neil J. Smelser : Social Structure. Neil J. Smelser (Hrsg.) : Handbook of Sociology. Newbury Park, Beverly Hills, London, Neu Delhi 1988, 103-129.
- (11) Louise I. Shelley : Crime and Modernization. Carbondale, Edwardsville 1981.
- (12) Dane Archer, Rosemary Gartner : Violence and Crime in Cross-National Perspective. New Haven, London 1984 ; Ted Robert Gurr : Historical Trends in Violent Crime : A Critical Review of the Evidence. Michael Tonry, Norval Morris (Hrsg.) : Crime and Justice. Band 3. Chicago, London 1981, 295-353.
- (13) Manuel Lopez-Rey : Crime, London 1970, 194.
- (14) Schneider (Anm.3), 327-358.
- (15) Zou Mi, Wang Shizhou : Ursachen der Jugenddelinquenz und die Behandlung jugendlicher Rechtsbrecher (chinesisch). Peking 1989.
- (16) Clayton A. Hartjen, S. Priyadarsini : Delinquency in India. A Comparative Analysis. New Brunswick, N.J. 1984 ; Theodore N. Ferdinand : Delinquency in Developing and Developed Societies. David Shchor, Delos H. Kelly : Critical Issues in Juvenile Delinquency. Lexington, Mass., Toront 1980, 279-296.
- (17) Hugh Davis Graham, Ted Robert Gurr : Violence in America : Historical and Comparative Perspectives.

- Washington D. C. 1969, 631, 632.
- (8) Elmer H. Johnson : Mediation in the People's Republic of China. Israel L. Barak-Grantz, Elmer H. Johnson (Hrsg.) : Comparative Criminology. Beverly Hills, London, Neu Delhi 1983, 59-67.
- (9) Vgl. z.B. Robert K. Baker, Sandra J. Ball, David R. Lange : Violence and the Media. Washington D.C. 1969, 103-119.
- (訳者あとがき)
本稿は、シユンスター大学のハンス・ヨアヒム・シユナイダー教授が一九八九年九月二七日に早稲田大学比較法研究所で行った講演 (通訳 武藤眞朗) の原稿を翻訳したものである。
- シユナイダー教授は一九二八年一月一日にライン河畔ビーデンコプフ (ヘッセン州) で生まれた。マールブルク、フランクフルト、ケルンの各大学に学び、一九五七年に Die Kuppel der Geschlechtsverkehr unter Verlobten 学位を取得した。その後、フライブルク大学の犯罪学・行刑学研究所の助手、ハンブルク大学助手、同大学講師等を経て、一九七一年にはシユンスター大学の犯罪学の正教授に就任され、今日に到っている。教授資格請求論文は Psychologie des Verbrechens (Kriminalpsychologie) である。なお、経歴

の詳細及び著作については、宮澤浩一編『西ドイツ刑法学—学者編』（一九七八年）五五六頁以下を参照されたい。

シュナイダー教授は、一九八九年三月から四月まで中華人民共和国に滞在し、犯罪学を研究された。教授の滞在時期は、同年六月の天安門事件のいわば直前に当たり、政治的・社会的に大きな変化の起きる以前の最終的状況が、教授の研究及び本講演の基礎となっているのである。本稿は、資本主義原理を一部取り入れた社会主義国である中華人民共和国における犯罪状況の動向を、ドイツの犯罪学者であるシュナイダー教授の目から分析した貴重な資料として意義を有するであろう。また、東欧の社会主義国において相次いで民主化の運動が起き、東西ドイツ統一（一九九〇年一〇月三日）へと連なる社会的変化のいわば前夜に当たたる時期であるだけに、より一層興味深いものとなっている。